

保護者 様

大阪府立長野高等学校長

学校保健安全法第19条に基づき、学校感染症に罹患した場合は、出席停止となります。他生徒への感染のおそれがなくなり、登校できるようになりましたら、意見書を担任まで提出してください。（提出は、登校再開と同時になくても構いません。）

※その他の感染症については、必ずしも出席停止措置になるとは限りません。

※医療機関により文書料が必要な場合があります。その場合は学校へご相談ください。

出席停止に関する意見書

年 組 番 名前

上記の生徒は、下記の疾患で

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日までの()日間
療養中であったが、感染のおそれがないものと認め、登校を許可します。

1. インフルエンザ(A型・B型)	2. 新型コロナウイルス感染症	
3. 麻しん	4. 風しん	5. 百日咳
6. 流行性耳下腺炎	7. 水痘	8. 咽頭結膜熱
9. 結核	10. 髄膜炎菌性髄膜炎	11. 腸管出血性大腸菌感染症
12. 流行性角結膜炎	13. 急性出血性結膜炎	
14. その他 ()		

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印